

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条1項の規定に基づき、下記のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成30年 3月23日

昭和村農業委員会 会長 菅家 勝



記

昭和村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月23日制定

昭和村農業委員会が昭和村内全域において推進する農地等の利用の最適化に関する方針は次のとおりとする。

1. 担い手への農地利用集積面積についての指針

(1) 昭和村における担い手への農地利用集積面積の目標を3.0ha（現状値176.4ha）とする。

※現状値は、農振農用地内の担い手への貸付農地の面積をさす。

(2) 前項の目的を達成するための具体的方法は以下のとおりとする。

- ・地区別の人・農地プラン策定を推進することで、農地の集団化、連担化をはかり、担い手ができるだけ少ない負担で農地の引き受けが可能となる環境を整える。
- ・担い手の少ない集落においては、集落営農への取り組みを推進することで、新たな担い手確保に努める。

2. 遊休農地の解消面積についての指針

(1) 昭和村における遊休農地の解消面積の目標は5haとする。

(2) 前項の目標を達成するための具体的な方法は以下のとおりとする。

- ・農地パトロールを通じて、遊休化して日が浅い農地や集団的に存する遊休農地を把握し、戦略作物（そば）や景観作物の作付けによる解消を図る。
- ・再生困難な農地については、非農地化を検討する。

3. 新規参入の促進についての指針

(1) 昭和村における新規就農者数の目標は5経営体とする。

(2) 前項の目標を達成するための具体的な方法は以下のとおりとする。

- ・産業建設課において新規就農相談に関する積極的な情報収集に努めるとともに、新規就農に際し必要となる農地のあっせん等に協力する。

4. その他

本指針は平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選時期である3年ごとに検証・見直しを行う。